

総務省

○農林水産省告示第五号

国土交通省

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第九項の規定に基づき、産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成二十七年七月十日

総務大臣 山本 早苗

農林水産大臣 林 芳正

国土交通大臣 太田 昭宏

半島振興対策 実施地域の名 称		産業振興促進計画の区域		産業振興促進 計画の作成主 体の名称		産業振興促進計 画の名称		産業振興促進計 画を認定した日
渡島	北海道鹿部町の全域		鹿部町	鹿部町産業振興 促進計画	平成二十七年 六月二十六日			